

第5次三重県食育推進計画(中間案)【概要版】

第1 はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成17年に「食育基本法」(以下、「法」という。)が施行され、法に基づき、平成18年に国が「食育推進基本計画」を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。

三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年に第2次、平成28年に第3次、そして令和3年に令和7年度までを期間とする「第4次三重県食育推進計画(以下、「県4次計画」という。)を策定し、さまざまな取組を行ってきました。

しかしながら、ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化しています。また、食卓と農林水産業の現場との距離が遠くなる中、生産現場や持続可能な食料システムへの理解を深めることが重要となっており、これらの変化をふまえた食育が必要となっています。

このような情勢をふまえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第5次三重県食育推進計画」を策定します。

2. 第5次三重県食育推進計画の位置づけ

本計画は法第17条に基づく都道府県食育推進計画として策定するもので、計画期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間とされていますが、食育を取り巻く情勢の変化等をふまえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

また、本計画は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第41条に基づく、三重県の「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」に位置付けています。

第2 第4次計画の成果と課題

第4次計画における目標達成状況は以下の表のとおりでした。

目標達成状況の判定	指標項目数
△ 「現状値」が「計画策定期」より改善した場合	3
▼ 「現状値」が「計画策定期」より悪化した場合	6

「現状値」が「計画策定期」より悪化した6項目のうち5項目が朝食の喫食率やバランス食等の食習慣に関連する項目でした。

また、学校給食での地場産物の使用割合も年々低下しています。

これらの結果から課題を以下のとおり整理しました。

【課題】

- ・健全な食習慣の確立に向けた働く世代に対する食育の強化
- ・学校給食における地場産物の活用の推進に向けた連携体制の確立
- ・市町や関係団体とのさらなる連携の強化

また、望ましい食習慣は小さいころから日々の体験の中で身につくものであり、子どもだけでなく、未来を担う子どもたちに伝える立場となる大人に対する食育が必要です。

第3 第5次三重県食育推進計画の基本理念

基本理念:「みえの食を通じて健全な心身と豊かな人間性を育む」

基本方針	①	ライフステージに合わせた食育の推進
	②	持続可能な食を支える食育の推進
	③	多様な主体との協働による食育の推進

【基本理念の考え方】

「食」とはただ必要な栄養素を取り入れるだけではなく、誰かと向き合いながら食事をする共食を通じて、食卓で言葉を交わし、感情を分かち合うことで豊かな感受性を育み、心の栄養を取り入れることができます。

温暖な気候に恵まれた豊かなみえの「食」を通じて、「食べる力」=「生きる力」を育み、食に关心を持ち、食を楽しむことで豊かな心が育まれ、豊かな人間性の形成へつながる「みえの食育」を推進します。

第4 「みえの食育」に取り組む基本方針と具体的施策

基本方針1 ライフステージに合わせた食育の推進 新規

全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、生涯を通じた切れ目ない食育の取組を推進します。

第4次計画の結果から食習慣や食生活に関する取組指標の達成状況が低下しており、特に若者世代(20~30歳代)の数値が低いことがわかっています。さらに、正しい食習慣は子どもの中から身につけることが重要であることから、子どもおよび若者を対象とした食育に重点的に取り組みます。

あわせて、ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が変化しています。従業員等の健康に配慮した食事や食品を提供する事業者の取組を支援することで、健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」を推進します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 93.5%	100%
	中学生 91.6%	100%	
副指標	朝食メニュークールに応募する学校数	小学校 71校	100校
	中学校 42校	70校	

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	54.1%	57.2%
副指標	地場産物を活用した学校給食用一次加工品開発数(累計)	11件	17件

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	三重とこわか食環境イニシアチブに参画する事業所のある市町数	-	15市町
副指標	県民に対して食育や食に関する啓発を実施した回数(累計)	-	100回

具体的施策

- ＜共通項目＞
- (1) 望ましい食習慣や知識の取得
 - (2) 家庭や地域における共食の推進
 - (3) 健康寿命の延伸につながる取組の推進

- ＜重点項目＞
- (1) 学校における食や農に関する指導の充実
 - (2) 学校給食を活用した食育の充実と地場産物の活用推進
 - ・学校給食の教育的意義を高める取組
 - ・学校給食における地場産物の活用促進
 - (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
 - (4) 高校生や大学生等に対する食や農への理解促進 新規
 - (5)若い世代や多様な暮らしを営む県民の食環境づくり
 - (6)職場における従業員等の健康に配慮した大人の食育の充実
 - (7)保護者の食や食育に関する知識の取得 新規

基本方針2 持続可能な食を支える食育の推進 新規

地産地消運動や農林漁業者との交流、農林漁業体験等を通じて、食を支える農林漁業への理解を深め、食卓と農林水産業の現場の距離を縮める取組を推進します。

また、環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理等、環境と調和のとれた持続可能な食料生産等の重要性を情報発信するとともに、人や社会、環境に配慮した消費行動である「倫理的消費(エシカル消費)」の啓発、食品ロス削減に向けた多様な関係者との連携・協働等、持続可能な食を支える食育を推進します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	食品ロス量の削減率	家庭系食品ロス量	43.4%減
		事業系食品ロス量	6.6%減
副指標	検討中		-

具体的施策

- (1) 地産地消の推進
- (2) 農林漁業体験を通じた農林水産業への理解促進
- (3) 適正な価格形成に向けた消費者理解の促進 新規
- (4) エシカル消費の啓発
- (5) 食品ロス削減に関する取組
- (6) 持続的な生産方法や資源管理等に関する取組の推進
- (7) 食文化の維持・継承

基本方針3 多様な主体との協働による食育の推進 新規

地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員等による活動や、食品関連事業者による取組等、多様な主体と協働することで、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を展開します。

あわせて、市町における食育を展開するため、「市町食育推進計画」の策定を進めるなど、食育推進体制を整備します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	市町食育推進計画の策定率	82.8%	100%
副指標	意見交換等を行った市町数	5市町	毎年29市町

具体的施策

- (1) 各分野との協働による食育の推進 新規
- (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用
- (3) 食の安全・安心確保に関する取組
- (4) 食品関連事業者等による食育の推進
- (5) 市町食育推進計画の策定支援
- (6) 災害を意識した「食」の備えの啓発